

公益財団法人
日本バウンドテニス協会
倫理規程

公益財団法人日本バウンドテニス協会 倫理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、次条に定める協会員のコンプライアンスに関する意識の向上とコンプライアンスを円滑かつ効果的に実行するための基本方針、組織体制および運営方法等を定めるとともに、協会員の倫理に関する基本となる事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さ、人道的問題への姿勢に対する社会の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「法令等」とは、日本国法令、官公庁の通達・ガイドライン等、本協会の定款、諸規程類及び本協会加盟団体定款、規約、規程類、それらに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等をいう。
- (2) 「コンプライアンス」とは、法令等の遵守をいう。

(適用の範囲)

第3条 本規定は、公益財団法人日本バウンドテニス協会（以下「本協会」という。）および都道府県バウンドテニス協会に所属する者（以下「協会員」という。）について適用する。

(行動規範)

第4条 協会員は、第1条の基本方針を踏まえ、法令等を誠実に遵守するだけでなく、自ら或いは自らが関係する団体の利益となるような言動・行動・活動を慎み、スポーツパーソン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バウンドテニスの健全な普及・発展に努めなければならない。

第2章 基本的義務と禁止事項

(法令等違反行為の禁止)

第5条 協会員は、次に掲げる行為（以下「法令等違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の本協会関係者に対して、法令等に違反する行為を指示、教唆又は帮助する行為
- (3) 他の本協会関係者に法令等に違反する行為があることを知りながら、適切な報告を行わない行為

(暴力行為等の禁止)

第6条 協会員は、決して身体的・精神的暴力行為等を行ってはならないことはもちろんのこと、バウンドテニスを行う際または指導する際の問題解決の手段として、暴言、脅迫、威圧等を行ってはならない。

2. 協会員は、組織の運営またはバウンドテニスを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めなければならない。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第7条 協会員は、決してセクシュアルハラスメントを行ってはならない。

2. 協会員は、指導技法の一環や親しみの表現であったとしても、個人によっては不快感を抱くことがあることや、本人に悪意が無い場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合はセクシュアルハラスメントになることを認識し、性的言動、表現によって他者に不快感を持たせることは、厳に慎まなければならない。

3. 協会員は、性的言動、表現を受けて不快に感じた場合、その行為を無視した時は「受け入れられている」と相手に誤解されるおそれがあることを認識し、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、明確に意思表示をする。

(ドーピングの禁止)

第8条 協会員は、競技能力を高めるためにドーピングを行うことが、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであることを認識し、決してドーピングを行ってはならない。

2. 本協会は、公認指導員・公認審判員等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、アンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図らなければならない。

3. 協会員は、本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もあることを踏まえ、ドーピングに関する知識を十分に深めなければならない。

(遵守事項)

第9条 役員および公認指導員・公認審判員等の指導的立場にある者と競技者とは、それぞれ相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して、次の各号に定める事項を遵守し、責任ある行動に努めなければならない。

(1) 役員および公認指導員・公認審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道に反する行動や強要をしてはならない。

(2) プライバシー（個人的人権）の問題については、相手の名誉を重んじ十分配慮しなければならない。

(不適切な経理処理の防止)

第10条 本協会および加盟団体は、公的な組織であることを認識し、各団体の経理規程に則り正しい経理処理をするとともに、内部牽制組織および監事による監査体制を確立するものとする。

(不公平・不透明な選考の防止)

第11条 本協会および加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うものとする。

2. 選考結果に対して質問または抗議等があった場合は、本協会および加盟団体は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。
3. 本協会および加盟団体が行った決定事項に関し、競技者から不服申立てがなされた場合は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

第4章 倫理委員会と相談・通報

(倫理委員会の設置)

第12条 本規定の実効性を確保するため、本協会に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の組織および運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

(相談)

第13条 協会員は、自らの行動や意思決定が法令等違反行為に該当するかどうか、判断に迷うときは、あらかじめ倫理委員会に相談しなければならない。

2. 協会員は、前項に基づき相談した事案について、倫理委員会が法令等違反行為に該当するもしくは法令等違反行為に該当するおそれがあると判断したときは、その事案を実行してはならない。

(通報)

第14条 協会員は、第5条から第8条に渡る禁止行為およびその疑いのある行為を知ったときには直ちに通報窓口を通じて倫理委員会に通報しなくてはならない。

2. 倫理委員会は通報に関する方法について決定するとともに、協会員に周知する。

第5章 違反行為への対応

(違反行為への対処)

第15条 協会員が、本規定に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合、管理責任者お

より倫理委員会は直ちに調査を行わなくてはならない。

2. 調査の結果、この規程に違反する行為があったと認められた協会員(以下「違反者」という)に対し、理事会は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に必要な措置を講じるものとする。

(適正な手続)

第16条 違反者に対し処分を行う場合、法令および本協会の定める規程に基づく適正な手続の下、行うものとする。

2. 違反者の処分を決定するにあたっては、倫理委員会において十分な調査を行い、違反者に対して弁明の機会が与えられたうえで、同委員会の意見の答申を受けなければならない。
3. 違反者を処分する場合、違反者に対して次の事項を通知しなければならない
 - (1) 処分の内容
 - (2) 法令等違反行為を構成する事実関係
 - (3) 法令等違反行為と判断される法令又は規程上の根拠
 - (4) 処分を相当と判断するに至った理由

(損害賠償請求)

第17条 本協会が、法令等違反行為を行った本協会関係者により損害を被った場合は、当該本協会関係者に対して損害賠償を求めることができる。

(再発防止策)

第18条 本協会は、法令等違反行為が確認されたときは、是正措置を講じるとともに再発防止策を策定しこれを実行しなければならない。

(公表)

第19条 確認された法令等違反行為が重大であり、再発防止その他の目的において必要と認められる場合には、法令等違反の内容について、ホームページ等により公表する。

この場合、公表等により協会員の名誉を不当に毀損したりプライバシーを侵害したりすることのないよう、適切な措置をとらなくてはならない。

(報復行為の禁止)

第20条 本協会及び協会員は、通報者が通報等をしたことを理由として、通報者等に対して、除名、解雇、取引停止、その他いかなる不利益取扱いをしてはならない。

2. 本協会及び協会員は、通報者が相談または通報したことを理由として、通報者の職場環境や練習環境等が悪化するがないように、適切な措置をとらなくてはならない。
- また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせを行った協会員(通報者の上司、監督、同僚等を含む)がいた場合には、本協会は各規程類に従って処分する。

第6章 補足

(不服申立)

第21条 協会員が、本協会による処分に不服を申し立てる場合は、公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づき、同機構に不服申立を行うことができる。仲裁又は調停する範囲については、同機構によるスポーツ仲裁又はスポーツ調停手続による。

(その他)

第22条 本規定の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

付 則

本規定は、令和8年1月1日から施行する。

沿革

平成26年 4月 1日 制定

平成30年 3月10日 制定

令和 6年 7月 1日 施行